

申請
受付中

もう一度、介護の 仕事をしてみませんか？



北海道内で **2年間**

介護職員等に従事すると

貸付金上限 **40万円**の返還が

全額免除となります。

対象者

介護福祉士等としての
実務経験が
1年以上ある方



再就職する前日までに
北海道福祉人材センター・
バンクに登録している方



過去に勤めていた事業所と
再就職先の事業所が
介護サービス事業所である方



申請期限

雇用開始日から3ヶ月以内
(内定日以降申請可)



社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

北海道福祉人材センター



<http://hfjc.jp/>

離職した介護人材の再就職 準備金貸付事業の対象【早見表】

介護職員等を離職し、以下の全てを満たす方が対象です。

即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する

- ①介護福祉士
- ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した
- ③介護職員初任者研修を修了した（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）

上記に掲げる者として、介護サービス事業所・施設等で介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職した者
【雇用期間：通算365日以上 かつ
介護等の業務に従事した期間（日数）：180日以上】

1年以上の実務経験の証明が必要
【様式道社協①号】

プラス

介護職員等として再就職する前日までに予め北海道福祉人材センター・バンクに「介護の資格届出」又は「求職登録」をしている



プラス

北海道内の介護サービス事業所・施設等に介護職員等として再就職が決定（内定）した者
※週20時間以上勤務
※直近の介護職員等の離職理由により次のとおり取扱いが異なります

離職理由が自己都合ではない（事業所廃業によるなど）

申請できます

申請できません

離職理由が自己都合

転居を伴う

転居を伴わない

90日未満
離職から再就職する日までの経過期間で取扱いが異なります

プラス

連帯保証人が必要

- ①独立の生計を営む成年者
- ②貸付希望者が未成年である場合は法定代理人

※「障害福祉分野就職支援金」、「介護分野就職支援金」及び国や地方自治体の類似の事業等の給付・貸付を受けていない方。
※「北海道異業種チャレンジ奨励金」や本資金と同種の用途である貸付・給付を受けたことのある方は申請できません。

対象となる介護職員等の範囲

○対象となる介護職員等とは、介護保険法に基づく介護サービス事業所・施設等（下表参照）において、介護職員として実際に介護業務に従事している方です。

※障害福祉サービスの事業所は、対象となりません。



「勤めていた事業所（実務経験）」及び「勤める事業所（再就職先）」の対象となる主な事業所・施設は次のとおりです。

- ・（介護予防）訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・（介護予防）通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・介護福祉施設サービス（介護老人福祉施設）
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・介護保健施設サービス（介護老人保健施設）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ・介護療養施設サービス（介護療養型医療施設）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（介護老人保健施設以外））
- ・介護医療院サービス（介護医療院）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）



貸付金額 40万円上限(無利子) ※1人1回限り貸付

介護職員等として、再就職する際に必要となる次の経費に充当するものとして貸し付けます。

《対象経費(例)》

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

貸付金の返還免除

北海道内において、指定された介護職員等の業務に再就職した日から引き続き2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

《2年間とは「在職期間が通算730日以上」かつ「業務に従事した期間(日数)が360日以上」》

※2年未滿で介護職員等の業務を離職した場合などは貸付金を返還していただきます。

※返還が生じ期限までに返還できなかった場合、延滞利子が発生します。

申請方法

- 予め北海道福祉人材センター・福祉人材バンクに登録・届出いただく必要があります。(詳しくは下記まで、「再就職準備金のことです…」とお問い合わせください。)
 - 申請にあたっては次の書類を提出いただく必要があります。また、連帯保証人が必要です。提出書類をもって貸付けの可否について審査します。申請書類等は、下記にご請求ください。(詳しくはお渡しする「貸付申請の手引き」又は下記ホームページをご覧ください。)
- ①再就職準備金貸付申請書
 - ②再就職準備金利用計画書
 - ③再就職準備金に係る実務経験証明書
 - ④資格者証・修了証明書等の写し
 - ⑤再就職準備金雇用証明書
 - ⑥離職票の写し(直近の介護職員等の離職から再就職する日までの経過期間が90日未滿で、再就職に転居を伴わない方のみ必要)
 - ⑦貸付希望者及び連帯保証人の住民票(原本)※マイナンバー、住民票コード、備考の記載は不要
 - ⑧貸付希望者の戸籍謄本(原本)
 - ⑨連帯保証人の生計状況が確認できる書類(源泉徴収票の写、課税証明書、確定申告の写等)

お問い合わせ、申請書類請求先

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 **北海道福祉人材センター**
福祉人材無料職業紹介所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7 3F
TEL 011-272-6662